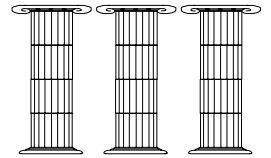


プレスリリース



平成17年12月9日

コメ試験上場に係る定款変更の認可申請について

本日、東京穀物商品取引所は、かねてから検討してまいりましたコメ試験上場に係わる定款、業務規程等の認可申請を農林水産大臣（農林水産省）に提出いたしましたので、お知らせいたします。

森實孝郎（もりざね たかお）東京穀物商品取引所理事長コメント

コメの先物取引の試験上場につきましては、今年の夏に総論の取りまとめを完了し、公表致しましたが、その後、全国的にセミナー等を開催し、PR活動を進め、それから具体的な商品設計に関わる各論を本年の6月に取りまとめました。

その後直ちに、所要の定款、業務規程等の改正を総会で議決していただき、農水省に認可申請を行う段取りを進めることとなりましたが、関係方面に時期尚早とする意見もあり、暫く私の一存にて申請手続きを進めることを保留してまいりました。この間、食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会においてコメの上場に関する討論や当業者（農協等生産者、卸売業者、外中食や加工メーカー等実需者）からの意見聴取が行われましたが、農協関係者以外は、コメの流通は今年の4月から既に自由化されており、関係事業者は秋田事件にも見られるように市場における価格変動リスクをヘッジする場所がなくて困っており、早期にコメの取引を開始すべきであるという意見が多数でございました。またこの間、10月末には経営所得安定対策が政府及び党により決定されております。

そこで、私といたしましては、取引員の強い要望もあり、また、コメ取引のためのシステムの整備等準備も進んでいる今日、これ以上先送りすることは適当でないと判断し、本日、試験上場の認可申請を農水省に提出致しました。しかし、平成18年産米の生産調整への影響を云々する向きもありますので、認可された場合においても取引の開始は来年6月に平成18年産米の10月限から行いたいと思っております。

今後、当業者の皆様とのより一層密接な交流を深めるため、コメ先物取引の効用や、その具体的な利用の仕方等についてPRを強化して参ります。関係各位には、より一段のご協力を賜りたいと思っております。



東京穀物商品取引所/企画部広報課

〒103-0014 東京都中央区日本橋蠣殻町1-12-5

TEL 03-3668-9321 / FAX 03-3661-4496

<http://www.tge.or.jp/>